

# 岐阜県公報

号外(八) 令和五年四月一日

## 目次

### 規則

岐阜県知事部局職員定数規則を廃止する規則

(人事課)

一

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

七

### 訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する

(人事課)

七

## 規則

岐阜県知事部局職員定数規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県知事部局職員定数規則を廃止する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。  
第八十六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 著作権に関する事項

第九十九条中「次条」を「次条第一項」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 著作権に関する事項

第一百十条中「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工  
事の請負に関する契約を締結する場合を除く。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法令、条例若しくは他の規則に特別の定めのある場合又  
は収支等命令者が契約書の作成を省略することが不適当であると認める場合は、契約  
書の作成を省略することができない。

第百十四条第二号(六)中「第百十条第二号」を「第百十条第一項第二号」に改める。

第百二十六条第一項第一号(四)中「建設業法」の下に「昭和二十四年法律第百号」を  
加える。

第百三十二条第一項中「第百十条」を「第百十条第一項」に改める。

別表二上欄中「文化伝承課」の下に「文化祭総務企画課、清流の国ぎふ文化祭推  
進課、全国高等学校総文祭推進課」を加え、「産業技術課」を「産業イノベーション  
推進課」に改め、「観光企画課」を削り、

「文化創造課  
文化伝承課」を

「文化創造課  
文化伝承課」

に改め、同表中

文化祭総務企画課  
清流の国ぎふ文化祭推進課

全国高等学校総文祭推進課

- 商業・金融課
- 労働雇用課
- 産業人材課
- 企業誘致課
- 産業デジタル推進課
- 産業技術課
- 航空宇宙産業課
- 地域産業課
- 県産品流通支援課
- 岐阜地域産業労働室
- 観光企画課
- 観光資源活用課
- 観光誘客推進課
- 国際交流課

商工・エネルギー政策課の出納員  
を

改める。

第三号様式を次のように改める。

商業・金融課 労働雇用課 産業人材課 企業誘致課 産業デジタル推進課 産業イノベーション推進課 航空宇宙産業課 地域産業課 県産品流通支援課 岐阜地域産業労働室 観光資源活用課 観光誘客推進課 国際交流課	商工・エネルギー政策課の出納員
--	-----------------

に

第3号様式 (第21条関係)

岐阜県 納入済通知書

66		金額	
委託機関番号	納付番号	納付日	納付額
納付区分	年度	納期限	
33			

納入種別	納入種目	年度	納入区分	納付方法	納付日	納入日
支払区分	種別	事業	種別	種別	種別	種別
納付種目	氏名					

岐阜県 原簿兼払込受領証

金額		金額	
納入者氏名	納入者住所	納入番号	納入日
納入種別	納入種目	納入区分	納入日

納入種目	納入種別	納入区分	納入日
納入種目	納入種別	納入区分	納入日

岐阜県 納入通知書兼領収証書

金額		金額	
納入者氏名	納入者住所	納入番号	納入日
納入種別	納入種目	納入区分	納入日

納入種目	納入種別	納入区分	納入日
納入種目	納入種別	納入区分	納入日

備考 この様式は、公法上の債権に関する歳入について使用すること。私法上の債権に関する歳入にあつては、延滞金計算方法の欄を適宜削除すること。等して使用すること。

延滞金計算方法

納期限の翌日から納付の日までの日数に、納入金額 (1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6%の割合 (租税特別措置法第98条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した場合、以下「延滞金率」という。) が年1.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特別措置令に年1.3%の割合を加算した場合) を乗じて計算した金額 (延滞金の算出金額) に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。)

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年1.3%の割合 (延滞金特別措置令が年1.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特別措置令に年1%の割合を加算した割合) 又は、法令又は条例に特別の定めがある場合は、その定めるところにより計算した金額によりする。

備考

○ Pay-easy (ペイジー) ネットバンキングがある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング (インターネット) を利用して納付することができます。

○ Pay-passy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付していただきます。

○ Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

上記の金額を領収しました。

延滞金計算方法

納期限の翌日から納付の日までの日数に、納入金額 (1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6%の割合 (租税特別措置法第98条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した場合、以下「延滞金率」という。) が年1.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特別措置令に年1.3%の割合を加算した場合) を乗じて計算した金額 (延滞金の算出金額) に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。)

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年1.3%の割合 (延滞金特別措置令が年1.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特別措置令に年1%の割合を加算した割合) 又は、法令又は条例に特別の定めがある場合は、その定めるところにより計算した金額によりする。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第21条関係)

岐阜県 納入済通知書

77

収付機関 番号	納付 番号	年度	金額
33			

納入機関	取扱機関	主管課	年度	決算番号(内訳番号)	会計	款	項	目	額	収日印

氏名 姓 名 長 官 課 長

CVS収納代行会社: 岐阜県会計管理センター

岐阜県 原符兼払込金受領証

金額	納入者氏名

納入番号	納入機関	年度	決算番号(内訳番号)	会計	款	項	目	額	収日印

CVS収納代行会社: (住所)

岐阜県 納付書兼領収証書


金額	納入者氏名

上記のとおり納付します。

納入番号	納入機関	年度	決算番号(内訳番号)	会計	款	項	目	額	収日印

CVS収納代行会社: (住所)

備考

○ Pay-easy (ペイジー) ネット「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンク又はモバイルバンク(オンクーネット等)による金融機関との取引、ATM(現金自動預払機)等を利用し、Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付してください。

○ Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

- 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出納所
- 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- PayPay銀行及び楽天銀行(マルチペイメントネットバンク)を利用するものに限る。) ※パソコン下の記載があるものについては、コンビニ等取扱期限内に限り、裏面のコンビニエンスストア等又は裏面のスマートフォンアプリPayPayでも納入できます。詳細は裏面をご覧ください。

ここから上を切り取り、裏面に貼付してください。

切り取り線

上記の金額を領収しました。

(住所) (納入者名)

第十七号様式（備考を除く。）中「出」を削り、同様式備考中「こしいて」を削り、  
「出の苗田が空堀の田を」を「種田、圃田、又は田圃の苗田とする」に改める。  
第十八号様式（備考を除く。）中「出」を削り、同様式備考中「こしいて」を削り、  
「出の苗田が空堀の田を」を「種田、圃田、又は田圃の苗田とする」に改める。  
第四十一号様式を次のように改める。

第 4 1 号 様 式 ( 第 1 4 3 条 関 係 )

有 価 証 券 出 納 通 知 書

受入れ 本書の有価証券を されたい。 年 月 日 払出し									
部課名					出納事務局出納管理課				
課長				主任	課長				主任
公有財産、基金の名称 又は寄託者住所氏名		有価証券 の 銘 柄		番号	枚数	額面金額		利札 の 有無	備 考
計									

備考

- 1 有価証券と保管有価証券は、別葉とすること。
- 2 保管目的を備考欄に摘記すること。
- 3 利札の払渡しをしたときは、その都度有価証券保管証書を提示させ本書欄外に受領年月日及び受領印を徴すること。

第四十二号様式中「第149条」を「第149条関係」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 利札の払渡しをしたときは、備考欄に払渡内容及び年月日を記載するとともに当該取印を捺しておくこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「管財課、県庁舎開設準備課」及び「消防課」を削り、「生活衛生課」の下に「業務水道課」を、「商業・金融課」の下に「労働雇用課」を、「産業人材課」の下に「企業誘致課、観光誘客推進課、国際交流課」を加え、同表管財課の項、県庁舎開設準備課の項及び消防課の項を削り、同表生活衛生課の項の次に次のように加える

業務水道課

献血運動推進監

別表第一商業・金融課の項の次に次のように加える。

労働雇用課

障がい者就労推進監

別表第一産業人材課の項の次に次のように加える。

企業誘致課

サテライトオフィス推進監

観光誘客推進課

観光誘客企画監

国際交流課

国際連携推進監

別表第二木工芸術スクールの項中「訓練課長」を「管理調整係に属する上席の職員」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項中「総務課長」を「推進課長」に改め、同表リニア推進事務所の項中「管理調整係に属する上席の職員」を「推進課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「商工労働部」の下に「観光国際部」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社